

【 公 開 用 】

様式第1号（第3条関係）

【附属機関名称】会議概要

会 議 名	足立区成年後見制度審査会（令和2年度第1回）
事 務 局	足立区福祉部高齢福祉課権利擁護推進係
開催年月日	令和2年 10月9日（金）
開催時間	14時59分 開会 ～ 16時31分 閉会
開催場所	千住庁舎2階会議室
出席者	<p>（委員） 八杖会長、矢頭副会長、大輪委員、高木委員</p> <p>（職員） 高齢福祉課：渡邊課長、高橋権利擁護推進係長、渡辺高齢援護係長 辰巳権利擁護推進係主任</p> <p>福祉管理課：秦課長</p> <p>障がい福祉課：日吉援護担当課長、二見障がい施策推進担当係長 小川虐待防止・権利擁護担当係長</p> <p>西部福祉課：高野課長</p> <p>生活保護指導課：北村適正化推進係長</p> <p>中央本町地域・保健総合支援課：田口精神保健担当係長</p> <p>足立区社会福祉協議会：佐藤福祉事業部長、和田地域福祉部長、 中村権利擁護センターあだち課長</p>
欠席者	<p>障がい福祉センター：江連所長</p> <p>中央本町地域・保健総合支援課：西山課長</p>
会議次第	別紙のとおり
資料	
その他	

様式第2号（第3条関係）

（審議経過）

○渡邊課長

定刻前でございますけれども、みなさまおそろいですので、ただいまから令和2年度第1回足立区成年後見制度審査会を開会いたします。

今回は、委員改選後、初めての委員会となりますので、会長が決まるまでの間、事務局が進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

審議に先立ちまして、資料の確認をしたいと思います。本日、席上に配付した資料は7点でございます。

まず、左肩をクリップで留めてございますけれども、委員会の次第が1点、それから、委員会の名簿が1点、A4横長に印刷してございますけれども、席次表が1点、成年後見制度審査会条例が1点。

次に、資料一式ということで、左肩ホチキス留めのものが2部ございます。

そして、後ほどご審議いただく個別案件の資料、それから、参考といたしまして、足立区地域包括ケアシステムビジョン、冊子を席上資料として配付させていただいております。

不足している資料がございましたら、事務局にお申し出いただければと思います。いかがでしょうか。

それでは、審議に先立ちまして、改選後でございますので、委員の委嘱状の交付を行います。

なお、交付につきましては、本日、区長は他に所用があるため、区長代理として高齢福祉課長から委嘱をさせていただきたいと存じます。

委嘱状。八杖友一様。

足立区成年後見制度審査会委員を委嘱いたします。

足立区長、近藤やよい。  
代理でございます。よろしくお願いいたします。

（委嘱状交付）

○渡邊課長

委嘱状。矢頭範之様。  
以下同文でございます。よろしくお願いいたします。

（委嘱状交付）

○渡邊課長

委嘱状。大輪典子様。  
以下同文でございます。よろしくお願いいたします。

（委嘱状交付）

○渡邊課長

委嘱状。高木和哉様。  
以下同文でございます。よろしくお願いいたします。

（委嘱状交付）

○渡邊課長

次に、本日の出席委員数を報告いたします。

委員定数4名のところ、出席委員4名全員でございますので、条例第6条第2項に基づき、本日の審査会が成立していることを御報告いたします。

次に、議題の（1）、会長・副会長の選出を行います。

条例第5条で、会長は委員の互選により定め、会務を総理することが定められています。

会長の選出につきましては、いかが取り計らいますでしょうか。

（「事務局に一任します」の声あり）

○渡邊課長

ありがとうございます。ただいま事務局一任というお声をいただきましたので、事務局から御推薦をさせていただきたいと存

じます。

会長につきましては、八杖委員、副会長につきましては、矢頭委員を御推薦したいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

#### ○渡邊課長

ありがとうございます。ただいま異議なしのお声をいただきましたので、会長につきましては、八杖委員、副会長につきましては、矢頭委員が選任されました。

それでは、会長と副会長から一言ずつ御挨拶を頂戴したいと存じます。

最初に、八杖会長、よろしく願いいたします。

#### ○八杖会長

みなさま、こんにちは。弁護士の八杖と申します。このたび会長に推挙されましたので、謹んでお引き受けさせていただくことにいたしました。

国の成年後見制度利用促進基本計画、これは5年の計画だったんですが、今4年目後半に突入しているところです。

この間、足立区でも、従来からの取組に加えまして、親族後見人相談会の定期的な開催であるとか、庁内連携や行政職員向けの研修、また、小規模ではありますがけれども、地域に根差した様々な立場の皆さんが参加される各種の講演会、勉強会、研修会など、そういったことが行われておりますし、区民後見人さんの啓発、あるいは養成も行われております。

様々な取組を行いまして、成果も少しずつ上がってきているのではないかと認識しております。

特にこの数年思っておりますのは、利用促進の実施主体である足立区の皆さん、職員の皆さん、課の皆さん、その皆さん方がこの成年後見というのは何かということを

よく御理解いただいて、庁内連携といたしますか、どこで御相談いただいても、ちゃんと必要な部署につないで、成年後見制度につなぐと、こういったことがかなり進んできたのではないかというのが1点、感じているところです。

もう一点、障がい分野です。成年後見というと、いつも高齢者のことばかりが問題になるんですけども、足立区は、今日もたくさんの障がいの関係の皆さんに御出席いただいていますけれども、かなり障がいの分野について、職員の皆さんが積極的に取り組んでいただいて、この点、かなり拮抗が見えてきたんじゃないかということをしごく評価しているところです。

ですので、利用促進の基本計画、まだ足立区ではつくられていませんけれども、着実に利用促進に進んでいるという実感を持っております。

ただ、一方で、必要な方に、この成年後見制度がちゃんと届いているのかということになると、足立区内の様々なケースを私は拝見しておりますが、まだまだ届いていると言える状態ではないのではないかなと思っております。

必要な人に届けるということは、やはり本当に難しいなど。皆さんもそう実感されていると思いますけれども、この数年でさらにそんなふうに、皆さん、思われているのではないかなと思っております。

この審査会は、そういった足立区の成年後見利用促進の取組をしっかりと見て、意見を申し上げて、必要な方向に導いていくということが役割だと思っておりますので、私を含め、委員の皆さん、私は本当に微力ではありますが、しっかり協力して、足立区の施策がうまく進むよう頑張りたいと思いますので、みなさん、御協力・

御支援のほど、どうぞよろしくお願ひします。

私の挨拶は以上とさせていただきます。  
よろしくお願ひします。

#### ○渡邊課長

ありがとうございました。

次に、矢頭副会長様からも一言、よろしくお願ひいたします。

#### ○矢頭副会長

ただいま副会長に推薦いただきました、  
司法書士の矢頭と申します。

審査会条例においては、副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときにはその職務を代理するというところでございますので、八杖会長の事故がないことを祈念いたしまして、もしものときは、そのときに備えたいと思っております。

足立区におかれましては、利用促進の基本計画に基づいて、着々と準備をされていると存じております。この任期において、大きな中核機関としての立ち上げという動きが出てくるのかなど期待をしておりますので、それに対しまして、私たちもできることを支援してまいりたいと思っております。

よろしくお願ひいたします。

#### ○渡邊課長

ありがとうございました。

会長が決定いたしましたので、これ以降の進行につきましては、八杖会長にお願ひいたします。

なお、議事録作成のため、本日の質疑は録音させていただきたいと存じます。御了承ください。

また、発言の際には、議事録作成の都合上、最初にお名前を言っていただけるとありがたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

#### ○八杖会長

それでは、議事に従いまして進めてまいりたいと思いますが、最初に、本日の議事録の署名人の指名をさせていただきたいと思ひます。

本日の議事録署名人は、大輪委員と高木委員にお願ひしたいと思ひますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

#### ○八杖会長

ありがとうございます。それでは、次第を見ていただきまして、それに従って議事を進めます。

今、議題の(1)が終わりましたので、(2)の令和元年度成年後見制度利用促進事業実施報告について、事務局に説明をお願ひします。

どうぞよろしくお願ひします。

#### ○高橋権利擁護推進係長

高齢福祉課権利擁護推進係の高橋です。

私から、皆さんのお手元に配らせていただきました議事資料の1ページから6ページまで、昨年度の事業の実施報告をさせていただきます。

まず、お手元議事資料、1ページを御覧ください。

昨年度、令和元年度は、国の計画の中間年度に当たりました。足立区としましてはポイントを2つに絞って、利用促進事業の実施に取り組んだところでございます。

ポイントの1点目、まず、周知啓発が進みますと、それを受ける相談窓口の対応力の向上が求められますので、相談窓口の対応力の向上に力を入れたところです。

ポイントの2点目としましては、これまで手薄であった後見人の支援に取り組もうということで、親族後見相談会モデル実施に取り組んだところです。

資料2ページをご覧ください。

詳細な事業の実施報告について、記載しております。

まず、ポイントの1点目として掲げました窓口対応力の向上につきましては、資料に下線をしております6月、11月にあります、介護支援専門員向けの成年後見制度研修を実施いたしました。こちらは区内で高齢者に最も身近な支援者であるケアマネジャーを対象に開催し、合計で188名に御参加いただきました。

また、まずは行政職員、区役所の職員が成年後見制度を知る必要があると考え、区役所職員向けの研修を11月に実施いたしました。約60名の職員の参加がありました。

この他、高齢、全体での取り組みの他、知的障がい、精神障がいの分野におきましても、小規模講座を概ね各3回実施いたしました。

また、ポイントの2点目として掲げました親族後見相談会につきましても、昨年度は4回、モデル実施をしたところです。

資料3、4ページをご覧ください。

こちらは親族後見相談会実施結果です。

参考資料1ページ、2ページも参考をご覧ください。

相談会は4回実施し、計10名の方にご参加をいただきました。

相談会モデル実施の目的は、区内で親族後見として活躍されている方、または、これから親族後見の申立てを検討されている方、さらには、これからの親族後見のニーズと課題を把握したいということでした。

実際開催してみて、相談者は10名であったこと、相談者は50代から60代の女性が多かったこと、10件中9件がこれから申立てを検討している方という「今後」

に向けての相談が多かった状況です。

また、知的障がい者の親亡き後を心配してのご相談が多く寄せられた状況でした。

続けて、資料5ページをご覧ください。最後に、区長申立ての状況について、ご報告させていただきます。

黄色でマーカーをさせていただいておりますが、昨年度の区長申立ては、合計67名でした。

下に内訳を書いておりますが、こちらは昨年度内に審判が下りた件数内訳となります。

経年の状況といたしまして、資料6ページをご覧ください。真ん中の棒グラフの表をご覧ください。平成27年度から令和元年度までの5年間の経年状況になります。

区長申立て件数は、平成27年度から平成30年度まで毎年度増加しておりましたが、昨年度初めて減少に転じました。

内訳を見ますと、高齢の申立件数が減少し、知的・精神障がいの申立件数が増加した状況でした。

また、報酬助成の実績につきましては、令和元年度は42件でした。

区が、本人、親族申立ての報酬助成を開始したのは平成27年度です。平成28年度から申請・支出実績があり、年々実績件数は概ね倍増しております。

続けて、上のグラフを御覧ください。こちらは区長申立により就いた後見職種の実績です。

足立区は、弁護士に次いで社会福祉士の受任が大変多い状況となっております。社会福祉の受任ニーズが一定水準高くあるのが区の特徴と考えられます。

参考に、東京都下では司法書士の受任が一番多い状況となっております。参考資料9ページから15ページ、東京家庭裁判所

発表資料をご覧ください。こちらの資料からも、本人・親族申立を含め、足立区は都内で一番社会福祉士の受任件数が多かったことが判ります。

駆け足になりましたが、事業の実施報告につきましては、以上となります。

#### ○八杖会長

ありがとうございました。それでは、令和元年度の実施状況について、みなさまからご質問等をいただきたいと思います。

いかがでしょうか。

では、ほかの方からご質問が出るまで私が質問をしてもよろしいでしょうか。

先ほどの話ですと、令和元年度は周知啓発と親族後見人の相談会、親族後見人の支援のところを2つのテーマとして実施をしたということでしたので、親族後見人の相談会のことについて、少しお伺いしたいと思います。

3ページ、4ページがその資料ということでしたが、全部で4回実施されて、合計が10件という相談であったということかと思えます。

ニーズがあるのかどうかというところの調査も兼ねていたということなのですが、この10件という結果を踏まえて、ニーズについてはどのような評価をされていらっしゃるのか、その点をもう少しお聞かせいただければと思います。よろしく申し上げます。

#### ○高橋権利擁護推進係長

権利擁護推進係の高橋です。

ニーズの状況につきましては、足立区内で親族後見を受任されている方は、推計で200名いると考えられます。その中で、昨年度、相談会に参加された親族後見人受任者はお1人という状況でした。

大阪市の相談会実績を参考にしましても

同様に相談者は少ないという印象です。

#### ○八杖会長

ありがとうございます。この相談会は、たしか矢頭先生もご参加いただいていたかと思えますけれども、やはりこれはニーズが少ないというような、そういった評価になるのでしょうか。もし御意見がありましたら、お願いしたいと思います。

#### ○矢頭副会長

まだちょっと予定が合っていないので、相談会の相談員としては参加させていただいていませんが、ただ、三士会の企画の段階から関わらせていただいております。

一番重要なことは、本来、この相談の対象になる方々に、いかに相談会をやっているという情報を知ってもらうかということが重要なんですが、ただ、それが非常に難しいと。

選任情報は家庭裁判所にあるわけなのですが、その情報をいただくというのはなかなか難しいということもありまして、そういう意味においては、長期的な視野に立って、少しずつできることからやっていこうという感覚で、これを立ち上げたと理解をしておりますので、若干当初予定していた対象者とは違った形で、10件という数字が出ていますけれども、徐々にこういった数字が、対象者の方々が増えていき、そして、その数字も、内容についても、そういった実際の親族後見人の支援につながるようなものに、だんだん育っていけばいいかなと思っているので、今の段階ではしようがないかなと思っています。

#### ○八杖会長

どうもありがとうございました。

ほかに、皆さんのほうから何かご質問、ご意見はございませんか。いかがでしょうか。

今、普及啓発、届けることが難しいというお話がございましたが、後でご報告があるのかもしれませんが、この親族後見人の相談会は、今後も続いていくことになるんですよね。

これは普及啓発は、皆さん、どんな方法がいいとか、少し委員の先生方、ご意見があったらお願いしたいと思えますけど、いかがでしょうか。あるいは、自治体のみなさんからも、こんなやり方があるんじゃないかということがあったら、ぜひお聞かせいただきたいんですけど、いかがですかね。

#### ○渡邊課長

高齢福祉課長でございます。先日、厚生委員会で、成年後見制度に関する質問があったんですけども、いわゆる相談会というよりも、広い意味で、成年後見制度の周知にどのように取り組んでいるのかというお尋ねが1件ございました。

それに対して答えたのが、例えばいろいろな相談会ですとか、あるいはイベントがあればチラシ等を配布して、周知に努めていきたいとお答えしたんですけども、実際、イベントというのは、今、新型コロナウイルスの関係でほとんどできていない。

ということであると、周知方法についてどのような方法がいいのか、インターネットですとか、ホームページ等を活用したウェブがいいのか、そのあたり、非常に悩んでいるところがございますので、もし何か参考になるようなものがあれば、御紹介していただければと考えております。

よろしく申し上げます。

#### ○八杖会長

いかがですかね。何となく個人的に思うのは、恐らく目にはされていることは多いんじゃないかなと思いますけれども、目に

した後に、実際に相談してみようという、そこがなかなか難しいのかなという気もしているのですけれども。

大輪先生、何か今のお話で、目にはしたけれども、相談をしてみようという意欲を勇気を持てるような。困っている方は多いと思うんですよね。それは何か効果的な方法なんていうのが、もしあれば。

#### ○大輪委員

成年後見制度というのと、どうしても法定後見制度にイメージが行きがちなんです。

しかし、そうではない。この成年後見制度というのは、任意後見制度の利用も非常にありますので、そこをきちんとつなげられる相談員のスキルというのが非常に重要かと思っています。

実は、現場レベルで、特に地域包括の方などにお話を聞くときに、任意後見制度について、細かいことまで、具体的なことまで相談対応できる相談員の方、非常に少ない状況です。

そういった意味でも、逆に相談を受ける側のスキルを上げるということも、啓発の1つにつながっていくのではないかなと考えます。

#### ○八杖会長

ありがとうございます。今、任意後見制度の話が出ましたけれども、後見制度の利用促進も、最初は、本当に法定後見中心で、今まさに後見状態になっていて困っている方、そういった方々にどうやっていくかということが問題になっていましたが、今は少しずつ議論も進んでいまして、これから後見制度を使おうという人たち、よくお一人様というようなお話なんかもありますけれども、そういった方々の任意後見をどうしていくのか、そういう分野にも拡が

りを見せ始めております。

高木先生が公証人ですので、今そういった御相談が少し増えているのかどうか、高木先生のご経験の範囲で教えていただければと思いますけれども、よろしいでしょうか。

#### ○高木委員

千住公証役場で任意後見契約の公正証書を作っているわけですが、件数的に言いますと、平成30年1年間で、公証役場全体で46件の任意後見、これは移行型と将来型とあると思いますが、両方合わせて46件の公正証書を作っておりまして、令和元年は、合計61件の公正証書を作っております。

本年につきましては、まだ年度途中ですので統計は取れていませんが、コロナの影響があったからといって、相談件数が減っているという感じはいたしません。

それから、公正証書を作成する場合の依頼者ですが、士業の先生方が間に入って相談に来られる、それから、受任者、委任者、お二人が来て相談に来られるという2つのパターンがあると思います。

件数的には、私の感覚では、直接当事者お二人で来られる方のほうが、割合的には多いのではないかと考えています。

このような個人の方は、いろんな情報を聞きつけて、任意後見制度があるから、やってみたいというように来られるんですけども、実際に話を聞いてみますと、あまりその知識がない。とりあえずそういうのがあるから相談に来るということですので、こちらのほうで用意しているパンフレットを渡しながらか、こういうことなんですよという説明をして、理解していただいて、公正証書を作成しているわけです。

個人の場合には、当然、大体親子とか、

親族の人が受任者になるわけですが、そういう方々は、実際に後見人になった後にどんなことをするのかというのは、イメージが少し薄い様子です。

であると、もし親族後見の相談会の対象に入れていただけるのであれば、そのほうがいいのかなと思います。

あと、行政の仕事上仕方がないことかもしれないかもしれませんが、相談会という日程を組みますと、その日に合わせないといけないということになるので、例えば常設の相談窓口みたいのがあると、思い立ったときにすぐに相談に来られるということで、若干効果的かもしれないと思います。

ただ、これは負担の問題もあるので、そう簡単にはいかないと思いますが、そういう方法も選択肢としてあるのではないかと考えます。

#### ○八杖会長

ありがとうございました。いくつかの重要なご指摘があったと思っております。

1つは、普及啓発、意欲を持ってもらうために、大輪先生からお話がございましたが、相談を受ける側のスキルアップ、これをしっかりしていこうと。中でも、これから後見を考える人たち、特に任意後見なんかも視野に入れて、普及啓発の対象としていくということはどうだろうか、そんな意見が委員の皆さんからいただけたと思いますので、ぜひ参考にして、対応をしていただければと思います。

ほか、今の事業報告の関係について、ご質問、ご意見あったら、お願いしたいと思いますけど、いかがでしょうか。

(意見なし)

#### ○八杖会長

それでは、次の議題に参りたいと思います。令和2年度成年後見制度利用促進事業



実施計画について、こちらの御説明等をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

#### ○辰巳権利擁護推進係主任

資料7ページをご覧ください。令和2年度成年後見制度利用促進事業計画について、高齢福祉課の辰巳より説明させていただきます。

今年度につきましては、新型コロナウイルスの感染症拡大防止に鑑みまして、年度当初の予定が中止または後ろ倒しとなりました。

あだち区民後見人の登録については、昨年度末に行う予定でありました第三次選考や、養成研修が延期となりまして、合わせて10名の方がお待ちいただいている状況です。

そのため、2年連続で1月に公募説明会を行っておりましたが、今年度の公募説明会は見送りまして、次年度以降、また公募を再開していく予定となっております。

そのほか、新規事業としましては、12月の点3番目、高齢者・障がい者のための法律相談会を弁護士の先生に依頼して、12月から以後、毎月実施させていただきます。

また、今年度は年4回行う親族後見相談会につきましても、1月開催分につきましては、親族に限らず対象を拡げて、広く区民向けに講座と相談会を実施いたします。

高齢の事業計画については、以上となります。

#### ○八杖会長

続いて、障がいについて。

#### ○小川虐待防止・権利擁護担当係長

障がい福祉課、小川と申します。よろしく申し上げます。

障がいの方では、去年度の終わりぐらい

から、実は計画していた小規模講座が開催できないという状況になりまして、それが同じくずっと続いているような形で、前期の部分は残念ながらできておりません。後期に関して、今、少しやり始めるといいますか、相談をし始めているところでございます。

今年度、障がい福祉課の中で虐待防止・権利擁護担当という私の所管ですが、新たな成年後見と、それから権利擁護、虐待防止に特化した所管ができましたこともありまして、その辺りで中心的に動いていこうと思っております。知的を中心に施設を抱えている法人と、肢体不自由、身障の方を中心に抱えている法人、こちらの両施設、両法人のほうに今、打診をしているところです。

小規模講座ということであればいいのですけれども、両法人とも50名、60名の方を集めるような研修というのは、今年度については、やはり企画できないというお話でした。10名程度のところからの小規模講座のようなことはできるというお話です。今後、具体的に企画していこうと考えているところです。

同じく職員向けにも、改めて成年後見制度と、いわゆる虐待防止の部分というのがどうしても背中合わせというか、1つのレールになっているような部分もございまして、その辺りも含めて、いろいろと企画していきたいと考えています。

あと半年なんですけれども、少なくとも3本はやっていきたいと考えているところです。

以上です。

#### ○田口精神保健担当係長

足立保健所中央本町地域・保健総合支援課精神保健係の田口と申します。いつもあ

りがとうございます。よろしくお願ひします。

精神の障がいの方々についてですけれども、昨年度は精神の事業所従事者、いわゆる支援者向けの講座をさせていただきました。

今年度はそれに基づいて、昨年度、既に支援者の方が理解されているということ为前提に、当事者向けに講座を開こうということで、当初から考えていたんですけど、なかなかコロナの関係で、事業所自体が閉まっているというところもありまして、お話のほうは随分前から投げかけてはいたんですけど、やっと最近、事業所のほうも通常再開しまして、独自の、事業所ごとの事業、そして、事業所ごとの講座というところも始まってきたと聞いていますので、3回程度、小さくてもできないかというところで打診をしているところでございます。

当事者向けのものが、今年はこのじまりとでもできたらと考えております。

また、保健師向けの研修に関しても、保健師が申立てのお手伝いをしたり、一緒に関わっていくこともありますけれども、件数が少ないので、なかなかスムーズに行かないので、基礎からまた勉強するということも含めまして、研修をまた企画してまいります。よろしくお願ひいたします。

### ○八杖会長

権利擁護からも。

### ○中村権利擁護センターあだち課長

権利擁護センターあだち、中村と申します。よろしくお願ひいたします。

私の方からは、先日行われました成年後見・相続・遺言無料相談会について、ご報告をさせていただきます。

令和2年9月19日土曜日に、こちらの千住庁舎を会場といたしまして、リーガル

サポート東京支部の方にご協力をいただきまして、11人の司法書士の先生に相談を受けていただきました。

例年ですと、28組で募集を行うんですけども、今年度は新型コロナウイルスの影響もあったところで、少し規模を縮小して、20組で開催をいたしましたところ、おかげさまでもちまして、20枠全部、ご応募いただいたような形です。

ただ、残念ながら、当日1組だけ体調不良で来られないという御連絡をいただきまして、19組、26名の方だったと思います。御相談をいただきました。

相談内容といたしましては、複数回答ですので、足しても20にはならないのですが、一番多かったのはやはり相続、遺産分割ということで10件、続いて成年後見制度の概要ということで7件、続きまして、不動産の処分ですとか、遺言についてが6件という結果になっております。

こちらの相談会を何で知りましたかというアンケートにつきましては、やはり一番多かったのが区の広報という回答でした。あとは権利擁護センターですとか、福祉の関係者、包括を含めまして、そういったところから御紹介をいただいたという方もいらっしゃいました。

相談会にご出席いただいていたかという質問に対しましては、相談をして結果が出たという件数が19名中14名、参考にはなったんですけど、解決には至らなかったというのが、残念ながら4件、回答なしが1件でした。

みなさま、問題を解決する上で非常に参考になりましたということで、これは19組全員の方が参考になったというご意見をいただいております。

あとは相談担当者の対応についてという

ことで、こちらの方は「満足した」という方が18件、「しない」が1件あったんですけれども、「しない」の方の個別の感想を見させていただくと、御自身が問題を整理し切れていなくて、うまく相談員さんにお伝えすることができなかったということです。相談担当者に対する不満というよりは、御自身がうまくまとめられていなかったというようなことが書かれていた状況でした。

私のほうからは以上です。

#### ○八杖会長

ありがとうございました。

今それぞれの全体、高齢、知的、精神、権利擁護センターということでご報告をいただきましたが、みなさんの方からご質問とかご意見があったら、承りたいと思います。いかがでしょうか。

矢頭委員、お願いします。

#### ○矢頭副会長

矢頭です。先ほど、高橋係長から少しお話をさせていただいた件ですが、改めてお尋ねしたいと思います。

コロナの状況の中で、例えば、私どもの団体においても、ウェブ会議システムを利用した研修ですとか、会議等を今行っております。いろいろなメリット、デメリットは言われておりますけれども、一定の成果は上げられるかなと認識しております。

足立区の成年後見制度に関する事業において、ウェブ会議システムの利用については、どのようにお考えになっていらっしゃるか、お聞かせいただければと思います。

#### ○八杖会長

それでは、渡邊課長のほうからお願いします。

#### ○渡邊課長

それでは、高齢福祉課長のほうからお答

えします。

今、問題提起されましたように、ウェブ会議等は非常に有効なシステムと考えております。

ただ、残念なことに、私がこういうことを言っているかどうか分からないですけれども、足立区はまだまだ試行錯誤でやっているのかなというところがございます。ぜひ一定の方法等が確立したら、そういった方法を有効に活用して、今まで新型コロナウイルスの感染予防ということでできなかったもの、それができるような体制を整えていきたいと思います。

じゃあ、具体的にいつまでにやるかという、なかなかそれもいつまでにやりますよという確約のようなことは申し上げられないんですけれども、できるだけ早急にそういう体制を整えていきたいと、このように考えております。

#### ○八杖会長

矢頭委員、どうでしょうか。

#### ○矢頭副会長

結構です。よろしく申し上げます。

#### ○八杖会長

今、コロナの対応のお話が出ましたけれども、しばらくというか、ずっとかもしれないですが、コロナ対応は続くわけですから、やはり何かしらの方法、コロナ時代に合った相談会の在り方とか、研修の在り方とか、そういったことを検討していく必要があると思っています。

弁護士会でも今、法律相談をウェブでできないかという取組が行われていたりしますし、あとは研修等は、本当にZOOMとか、そういったもので行っていくということも行われていますし、恐らくいろんな悩みをいろんな自治体が持っていて、みんなこんなことやっていますというような情報

共有は、きっとできるのではないかなと思いますので、ぜひご検討いただきたいと私も聞いていて思いました。

また、コロナ時代になって、後見人も結構困っていることがいろいろあると思うんですけれども、もし今日、後見人をご経験されている先生方で、コロナになって困っていることがあったら、ぜひご紹介いただいて、自治体の取組の活動につなげていただきたいと思うんですけれども、大輪委員どうでしょうか。

### ○大輪委員

コロナで一番困っているのは、面会制限が多いということなんです。面会制限をかけられると、何か月もなかなか本人にお会いすることができない。

一方的に職員さんからご連絡をいただけるという施設などもございますし、さらに進んだ施設は、写真を撮っていただいて、写真を添えて、請求書と併せて送っていただくという施設もございますが、逆にコロナ禍によって、この施設はちょっとと思う施設に対して、そのことが事実として明確化されるということも体験しております。

明確化されるというのは、やはり心配だわという、失礼な言い方かもしれないのですが、訪問をきちんと行わなければいけないんだということが明確化されるということを経験することもございます。

それから、大体9月ぐらいからリモートの面会というのを施設も工夫してくださって、やってくださるところも出てきているんですが、ただ、高齢の方というのは、リモートになじまないんです。

一瞬は、iPadとiPadで面会をさせていただくのですが、「もういいわ」とおっしゃって、それ以上会話が進むわけでもなく、スキンシップができるわけではな

い。そういう中で、本人の状態確認など、非常に難しいなと思うようなこともございました。

そういう時にはどうしようと、仲間内で相談しながら、そういう施設には、何とか会いたい、工夫していただけないかというようなことを申入れさせていただくということもございました。

そして、工夫をしていただき、本人にベランダに出ていただき、ベランダと下で携帯電話を使って、顔を見ながらお話をするというのをしたり、そういうことで、事実、本人と会う機会というものを、改めて場をつくっていただくということもできました。

高齢の場合はそういうことなのですが、逆に、私は、ある行政の相談をやっていますと、障がいの場合は、在宅にいざるを得ない。

例えば、今まで就労継続支援事業所に毎日行っていたけれど、1日おきになりますとか、制限をされて、午前中のみですということになって、在宅にいる時間が非常に増えているという中で、今まで具体化されなかった家族や兄弟から暴力を受けたりという、虐待のご相談を受けることがあります。

そういった場合に、支援者の方はいろいろみなさん工夫をして、じゃあ、元のおりに通所を増やそうとかいいうところまで再コーディネーションをしてくださるのですが、しかし、根本的な解決って一体何だろうと考えると、もう一歩進んで、根本的な解決に向けて、そういった機会に進めていく必要があるのかなと現場レベルでは感じています。

その根本的な解決の1つに、やはり成年後見制度の利用というものを検討していく

ということが、先ほど、小川さんの方からもおっしゃられていたかと思うんですけども、虐待とこの制度をどう結びつけるかというのが、やはりすごく明確化されてきているのかなと感じております。

#### ○八杖会長

貴重なご意見ありがとうございました。やはりコロナ時代になって、後見活動もコロナに合うような形でいろいろ課題があったり、新しいことをしていかなければならなかったり、そんなことが増えておりますので、そういった情報共有もしっかりしていただけるといいと思っております。

やはり毎日動いているので、古い情報だけに頼って、いろいろ企画を立てると、少し残念なことになりますので、先ほど、知的も精神も3回ぐらい何とか企画を立てたいというお話がございましたが、ぜひwithコロナの成年後見ということを踏まえて企画を立てていただけると、みなさんにも響くところがあるんじゃないかなと感じましたので、どうぞお願いしたいと思っております。

ちなみに、小川さん、先ほどお話があった、障がい福祉課に虐待防止・権利擁護担当係というのができたんですか。

#### ○小川虐待防止・権利擁護担当係長

はい。

#### ○八杖会長

それはいつからできたんですか。

#### ○小川虐待防止・権利擁護担当係長

障がい福祉課、小川です。今年度の4月からできました。

#### ○八杖会長

非常に今の太輪委員からのお話にもつながりますけれども、大変うれしいといいまか、後見の活動をしっかり考えることができるところだと思いますので、頑張ってい

ただきたいと思っております。

他いかがでしょうか。令和2年度の事業計画について、ご意見があったらお願いしたいと思いますが。

よろしいですか。

では、この議題はこの程度にさせていただきます。

続きまして、議事の4つ目、区における成年後見制度利用促進の取組について、こちらの御説明をお願いいたします。

#### ○高橋権利擁護推進係長

高齢福祉課権利擁護推進係、高橋から説明させていただきます。

議事資料の8ページから16ページに沿って御説明させていただきます。

まず、足立区における成年後見制度の利用促進の取組状況ですが、平成29年の国の促進計画を受けまして、平成30年度から、これまで計7回、地区の3専門職団体の先生方と意見交換会を重ねてまいりました。

今年度におきましては、地域連携ネットワーク検討協議会を要綱設置して立ち上げまして、去る9月2日、今年度1回目の協議会を実施させていただいたところです。

検討協議会では、具体的な協議会のイメージ案、また、来年度、協議会として発足するに当たっての委員案について、(イ)にありますとおりの案を提示させていただき、ご意見など頂戴したところです。

令和3年度の委員案につきましては①から⑦まで記載のとおりです。いただいたご意見としましては、②医療関係者(医師)について、関係者は多種多様であり、精神科医なのか在宅診療医者なのかの絞り込みが今の時点では難しく、地域課題が明確になってからの選定でよいのではないかと思います。また、③の障がい者団体(知的障

がい者、精神障がい者)の分野におきましては、支援者だけでなく、当事者の参画も必要なのではないかという御意見を頂戴したところです。

資料、続けまして9ページをご覧ください。こちらは、当日の会の様子の写真となります。参考にご覧いただければと思います。

ご意見をいただきまして、資料10ページからとなりますが、一旦、区のほうで持ち帰らせていただきまして、庁内の連絡会で検討を深めたところでございます。

その中で、役割のイメージというのをもう一度きちんと捉えたいということで、地域連携ネットワークのイメージ、中核機関のイメージ、また、地域連携ネットワークの役割のイメージを共有いたしました。

地域連携ネットワークの協議会につきましては、(イ)で2つ掲げさせていただいておりますが、地域連携ネットワークを構成する各関係機関などの連携を強化し、それぞれが自発的に協力する体制づくりを進める合議体であること。

また、地域連携ネットワークの機能や役割が適切に発揮・発展できるように、関係者が連携して課題の共有や検討、調整、解決に向けて継続的に協議する場としたいということで、共有させていただきました。

資料11ページをご覧ください。こちらは、来年度の要綱案です。所掌事務につきましては、第2条のと通りの案を現在、検討しております。

また、いろいろご意見をいただきましたメンバーの点につきましては、(エ)のとおり、まず、医療関係者につきましては、来年度はまず一旦は、医師会事務局の職員の方にご参画をいただき、また、3、4の知的障がい者、精神障がい者の支援者につ

きましては、相談支援事業所の相談員の方に入っただき、当事者の参画につきましては、協議会開始後、地域課題が明確になる中で、変更、拡大などを考えていきたいということで、庁内関係者の意見を集約いたしました。

また、来年度の協議会の役割は、情報共有、課題の共有、チーム支援対応、中核機関との連携、制度などの周知窓口であることを明確化し、検討協議会のメンバーみなさまに、御意見を一旦お返しさせていただきました。異論は寄せられず、おおむねご了承をいただいたところです。

続けて、計画の部分についてご説明させていただきます。資料12ページをご覧ください。

こちらは、現在の足立区の高齢者保健福祉計画の抜粋となります。現在の計画は、柱が6本あり、成年後見につきましては柱4「高齢者の権利を守るしくみを充実します」権利擁護のしくみを充実することを掲げ、4つの事業及び計画目標を掲載しております。資料は12ページ、13ページです。

資料13ページの下部分については、障がいの計画の現在の状況です。

続けて資料14ページをご覧ください。現在、足立区では、第8期の高齢者計画の策定に向けた準備を進めております。この部分につきましては、計画策定のためのアンケート調査の結果となっております。

資料15ページ、16ページをご覧ください。

では、実際に、高齢者の計画で何をどう位置づけるかについてですが、今回、机上配布の足立区地域包括ケアシステムビジョンに沿った形での策定を進めております。

ビジョンの2ページ目に18本の柱があ

ります。現在の計画の柱は6本ですが、これをビジョンの18本の柱に紐付ける形での策定を行っている状況です。

柱の1から7までが高齢者の自立期、8から13までが要支援・軽度期、また、14から18までが中重度・終末期となっております。

高齢者のライフステージ全てにおいて、権利擁護や成年後見制度の利用促進に向けた関連事業を計画に紐付け、目標等を落とし込む方向です。

これまで掲げてきました数値目標としましては、区長申立ての件数と区民後見人の養成件数にとどまっておりましたが、今回の計画策定に当たりましては、新規で3つの数値目標を追加する方向です。

資料15ページ、16ページのマーカー部分となりますが、まず、1つ目は、成年後見制度の周知事業ということで、区民の制度の認知度を考えております。

2つ目につきましては、資料16ページとなりますが、報酬助成の利用件数、3つ目は東京家庭裁判所が区内の成年後見制度の利用者数を公表してくださるようになりましたので、区民の成年後見の利用者数を考えております。

また、最後となりますが、先ほど来、先生方からもご意見を頂戴しております、例えば柱の4、老いへの備えの部分につきましては、今後の課題として、任意後見制度の活用というのが考えられます。

本日は、参考資料の16ページとなりますけれども、リーガルサポートが発表しました、任意後見制度の利用促進に向けての提言を参考に添付しております。こちらの提言なども参考にいたしながら、また、公証役場の契約件数なども参考にお知らせいただくなどして、老いへの備えの部分につ

きましても、今後となりますけれども、検討を深めていきたいと考えております。

高齢の部分につきましては、以上となります。

#### ○八杖会長

では、続いて、障がいの計画の御説明をお願いします。

#### ○二見障がい施策推進担当係長

障がい福祉課の二見と申します。資料の17ページに、障がいの方の計画の策定状況をまとめてありますので、簡単に御説明をさせていただきます。

現在、足立区第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の策定に取り組んでおります。

概念図ということで、ア、障がい関連計画の概念図をつけておきましたので、この網かけの部分を現在策定しているということになります。

特徴的なのは、イのところ述べていただいておりますが、計画策定のためのアンケートによる実態調査を初めて行いました。障がい種別ごとに3,000名、それから区内で事業所を運営する224法人に調査票を回収して、全体の回収率は40%程度ということです。

この中で、成年後見制度利用促進につきましては、成年後見制度の認知度の調査、それから、成年後見制度の利用意向の調査という項目を2項目設けました。

18歳以上の障がい者のみということで確認をしたのですけれども、まず、認知度ですけれども、全体ではやはり知らない、分からないというのが34.6%と最も高い状況になっておりまして、内容までは分からないけれども、名前は知っているというのが30%、内容まで分かっているというのは2割強という結果になっております。

それから、18ページに移りまして、利用意向ですけれども、やはりまだ分からないと答えている方が35%、利用したいと思わないというのが25%、利用していないけれども、将来必要になったら利用してみたいという方がほぼ同数、24.7%という状況になっております。

この調査結果を踏まえながら、これから第6期の障がい福祉計画、第2期の障がい児福祉計画の中で、今後どのように進めていくのかというところをつくり込んでいきたいと考えております。

18ページの中段で点々で囲んでるのは、先ほど別のページでもありましたが、現在の第5期での位置づけはこのようになっておりますということで、後見人等利用者数ということで、数値目標を掲げているところです。

今年度中に、様々な協議会等の審議を踏まえて策定するというところで動いております。

以上です。

#### 〇八杖会長

障がいは今ので全てまとめてということではよろしかったですかね。ありがとうございます。

今、今後の区の利用促進の取組についてご報告をいただきましたが、ご意見、ご質問等ありましたら、お願いしたいと思います。いかがでしょうか。

まず、全体的なことからしますと、協議会を令和3年度に設置をするということが今計画されていて、その検討がされているということでしたが、検討に当たっては、地域連携ネットワーク検討協議会、今あるところ、先ほど高橋様のほうからもご説明がありましたが、そこでこの内容が検討されたというお話がありましたが、これは、

矢頭委員のほうでご出席されていれば、その状況、みなさんのご意見などを少し御披露いただけるとありがたいです。よろしくお願いいたします。

#### 〇矢頭副会長

委員の矢頭です。先ほど、高橋係長からお話があったとおりではありますが、そもそも地域連携ネットワーク協議会というのは、中核機関を下支えしていくというところで、地域の関係機関がネットワークを組んでいこうと。

1つは、個別の事案についてチーム支援につなげていくというところと、もう一つは、地域課題をきちんと整理をして、その課題克服を共に目指していく役割があるかなと思っております。

そういう意味においては、あらゆる成年後見制度に関わる機関の参加が望ましいと思われるわけですが、ただ、やはり意識共有、問題共有をするというところを前提としないと、ややもすると、何のためにこの会に出ているのかがよく分からないということになってしまって、意識の希薄化、ネットワークがうまく構築できないということにもつながりかねないのかなと。

したがって、先ほどお話がありましたとおり、そのタイミングを見ながら、地域課題の整理をしながら、そういった各関係機関の参加のタイミングを計っていくという形で議論がなされたという理解をしています。

ですので、なるべく完成形を目指して、少しずつ構築していくと。一気に、連携ネットワークですので、最初に100%を目指しつつも、100%になるようにどんとやっていくというのは、それはなかなか難しいかなと思っておりますので、やはり例の合い言葉で、小さく産んで大きく育てるというやり方が現実的かなと思っていて



ころです。

以上です。

#### ○八杖会長

ありがとうございます。今の矢頭委員からのご意見について、もしご意見がありましたら、いかがでしょうか。

#### ○渡邊課長

高齢福祉課長、渡邊です。確かに私、検討協議会のときに、小さく産んで大きく育てるということでご説明をさせていただいて、そのとおりでございます。

ただ、ここの捉え方というのが、まだまだ共有化されていないで、人それぞれなのかなというの1つあるかと思えます。

私、そのとき1つ御提案したのが、大きいネットワークというのは、なかなか、ややもすると、今、矢頭副会長からお話がありましたように、何のために来ているか分からなくなる可能性があるということであると。チーム支援というものが機能するために、小さいネットワークと、あと大きいネットワークと2つあってもいいんじゃないかというのを、1つ御提案させていただきました。

今後、いろいろと検討協議会のみなさまのご意見、あるいは庁内関係各課の意見を聞きながら、どういうふうに足立区が目指していくのかというのを、もう少し精査してやっていきたいと考えています。

今日、たたき台ということで、来年度の協議会の委員の構成案をお示ししましたけれども、この点についても、ここのところはこうした方がいいのではないかという意見がいただければ、いろいろと検討させていただいて、あと残り半年足らずになりましたけれども、できるだけうまくいくような形でスタートしたいと考えております。

以上でございます。

#### ○八杖会長

今ちょうど検討半ばというところだという話であったかと思えますので、今ありました意見も踏まえて、議論を十分に、協議会をつくっていただきたいと思っております。協議会の件は先生方、特にほかはご意見はございますか。よろしいですか。

これは協議会が立ち上がるのと同じタイミングで、中核機関ということになるのでしょうか。

#### ○渡邊課長

高齢福祉課長です。当然そのような形でいきたいと思えます。

ではそのあたりのところをどういうふうに整理していこうかというところですけども、本来であれば、利用促進計画というものをきちんとつくって、その中で、中核機関についても触れるというのが1つの望ましい姿かなと思うのですが、そのあたり少し構想の詰めが甘かったというか、なかなか思うように行っていないで、計画というのは、来年度までには難しいという状況でございます。

ただ、実態として、中核機関というものの位置づけを定め、その中で、可能な範囲で、実務については異論のないように取り組んでまいりたいと考えております。

#### ○八杖会長

ありがとうございます。今、中核機関のお話もございましたが、次が福祉保健計画ですかね。高齢の部分と障がいの部分について、今計画中のものについてご説明をいただきました。

一応、まだ基本計画のほうは作られていないけれども、福祉保健計画の中で、足立区の成年後見の取組を位置づけていこうということだと理解をしましたが、まず、高齢の方について、何か皆さんからご質問や

ご意見があったら、お願いできますでしょうか。

では、私の方からよろしいですかね。

15ページのところに、計画の18本の柱と関連事業というのがございまして、いくつか新規で事業が位置づけられているというのがあるのですけれども、この成年後見制度の周知事業の目標値の認知度というのは、これはどうやって評価するものなのでしょうか。その点について分からなかったのので、教えていただければと思います。

#### ○高橋権利擁護推進係長

高齢福祉課権利擁護推進係、高橋です。現在の足立区民の成年後見制度の認知度は、最新で58.7%となっております。

実は、この認知度は近年横ばいの傾向です。その背景は明確ではないのですけれども、今、案の段階では60%を超えられるようにというのを、まず、最初のスタートの目標に考えているところです。

以上です。

#### ○八杖会長

ありがとうございます。これは認知度の調査をしているんですね。その結果が14ページ、15ページに載っていて、そのパーセンテージを認知度ということでおっしゃっているということなんですね。

#### ○高橋権利擁護推進係長

補足ですけれども、足立区の区政に関する世論調査の中で、2年に一度、調査を実施しております。その結果が58.7%という状況となっております。

#### ○八杖会長

しっかり利用促進しているのに認知度が下がっているというのは、ショックなところがありますよね。60%を目標にということでしたので、その点は理解をいたしました。ありがとうございます。

あとは継続の事業と新規の事業ということかと思いますが、先ほど課長の方から、基本計画それ自体は、なかなか今回盛り込むことができなかったということで、福祉保健計画の中に、このような形で記載がされるということになりましたが、事実上進めていくための、計画に載ってないことを進めていくことは、なかなか大変なことではないかと思っておりますが、何かしらお考えが区のほうにありましたら、今後中核機関をつくって事実上進めていく、そういった方法についてご検討のことがあったら、お聞かせいただけますでしょうか。

#### ○渡邊課長

高齢福祉課長です。先ほどの説明の補足も兼ねて、改めてお話をさせていただきたいと存じます。

今みなさまのお手元がないんですけど、私の手元にある、これは今年度末までの高齢保健福祉計画なんです。

この中ですと、先ほど高橋のほうから御説明しましたように、1つ章がございまして、その中で、いわゆる高齢者の権利擁護に関するところがございます。

第8期の計画の時に、そこの部分だけ取り出して、もう少し加筆するというイメージを恐らく持っているのですけれども、実はそこら辺のところ、高齢保健福祉計画の構成そのものが変わってしまったんです。

今は6本の柱ですけれども、先ほどご説明しましたように、来年度は18本になります。まず全然違います。視点がそもそも、今度は高齢者の心身の状況を3段階に分けてまして、それをさらに18本にした。

具体的なイメージですと、先ほどもご覧いただいたのですけれども、この冊子のこのページですね。カラーになっています。

こういう切り分けをしてしまったので、

前の保健福祉計画のような章立てとは少し違ってしまう。そのため最初に、今度、第8期の計画はこういうふうにつくりますよというときに、では成年後見のところについてはどうでしょうか、もう少し掘り下げて分析すればよかったですのではと考えております。

ということになると、今の高齢保健福祉計画がこういう18本の柱になると、おそらくほかの自治体でやっているように、成年後見制度は成年後見制度で、別の独立した計画というのを1つつくって、その中で個別の心身の状態に関して、指標ということであれば、ここはこうなりますよというようにした方が、むしろ分かりやすいのかなと。

八杖会長に事前に説明したときに、今までよりも少し後退するのではないかというようなことを言われてしまったのですが、確かに対外的にご覧になった方からしますと、非常に分かりづらくなってしまったのかなというところは、反省しているところでございます。

では、具体的にどういうふうに行っていくのかというところで、今、私が個人的に考えているのは、計画を作ることになると、その前提となる実態調査等々のところから始めなければいけないので、かなり手間暇がかかるし、力の要る仕事だと思っていますので、ある意味方向性、実施方針みたいなものをできるだけ早急に固め、それについてご意見をいただきながら、その次の期には計画を立てられるような準備を進めていきたいと、このように考えているところでございます。

#### ○八杖会長

ありがとうございます。今ので承りましたので、ぜひいい計画が立てられて、実際

に実現していくよう、ご尽力をお願いしたいと思っております。

障がいのほうの計画についてもご説明がございましたが、こちらについてご質問、ご意見があったら、お願いできますでしょうか。

よろしいですかね。障がいの方も今のお話と同様かと思しますので、ぜひよい取組になるよう、みなさん、ご尽力をお願いしたいと考えております。

では、老い支度の件で、先ほどリーガルサポートさんの任意後見の利用促進に向けての提言、こちらのご紹介がございましたが、これは矢頭委員のほうで、もし補足がありましたら、お願いしたいと思います。

#### ○矢頭副会長

委員の矢頭です。当法人の提言についてお取上げていただきまして、ありがとうございます。

この提言をする上において、国のほうの専門家会議において、昨年度が基本計画の中間年度でありました。その中間年度としての中間検証報告書が、今年、公表されました。

その中で、任意後見制度に関しまして、3つの数字がうたわれております。

1つは、任意後見契約を締結する平均年齢が約80歳であるということ、そして、任意後見契約の登記があるうちで、監督人の登記がされている件数が全体の3%であるということ、つまり発行率が3%ということ、これは閉鎖の登記は除くとなっているので、今現在生きている登記のみということです。それと、従来から濫用の事例が言われております移行型、これが全体の4分の3であるということ、これらの数字が公表されておりました。

その中で、中間検証報告では、保佐と補

助とともに広報、周知の活動を行っていくこととともに、相談機関の拡充というものがうたわれておりました。

こういったことを踏まえて、リーガルサポートでは、このような大きく分けると4つの箱の内容について、提言をさせていただきました。

1つ目は、中核機関、地域連携ネットワークの機能を活用して、本人の状況を確認して、必要に応じて任意後見監督人の選任の申立てをきちんと促すと。こういった仕組みを構築する必要があるのではないかと。

2番目が、先ほど言いました移行型に濫用事例が多いということでもありますので、任意代理契約、財産管理契約の監督機能、これをいかに持たせるか。1つは、第三者が監督人として契約をする三者契約、もう一つは複数受任という形で、そのような不公正な濫用事例を未然に防止するということ。

3つ目が、本人の異議がない限り速やかに、判断能力が低下した場合は、任意後見監督人選任の申立てをするということを受任者自身の責務とするという内容、これは法改正ができればよろしいんですが、まず、1つは実務の運用として、そういった任意後見契約の条項の中に、そういったものをなるべく盛り込んでいくということを提言しました。

それから、2つ目の箱としては、国と地方公共団体と、それから実施機関という形に対して、それぞれの広報、そして調査報告、調査をしていただきたいと。

今回、先ほど申しました3つの数字というのは、これは法務省から公表されましたので、法務省も引き続き、こういった数字をウォッチして公表してほしいということを含めて、こういった内容を入れておりま

す。

3つ目が、これは実際の法定後見では、意思決定支援のガイドラインを最高裁を中心として今、策定中でありませけれども、任意後見においては、契約時にそういった内容について盛り込んでいくということを目指しという形で入れることによって、仮に御本人の意思決定支援を行って、それができないといった場合の、代行決定の場面における指針となるようなものを活用できないかという提言。

4つ目は、これは昨今、成年後見制度とともに、民事信託、家族信託といったものがよくマスコミ等で取り上げられますが、ただ、取上げ方としては少し、例えば、任意成年後見制度の利用を回避するような、その一手段として、民事信託や家族信託の利用というものが紹介されている、そういった不適切な案内が散見されることから、それぞれの優れた機能を踏まえて、併用した形をここで提言させていただいているといったものでございます。

こういったものを内容として、今現在、今度、シンポジウムの開催を予定しております、当初は集合型でやろうと企画をしていたところではありますが、コロナ禍ということもありまして、動画収録をして、ウェブ上で配信するというのを予定しているところでもありますので、近々、それはまたご案内できるかなと思っているところです。

以上です。

#### 〇八杖会長

ありがとうございます。大変興味深いお話が多かったと思いますので、みなさん、いろいろと質問をしたいところではございますが、時間の関係もございまして、もし何か個別のご質問がありましたら、終了後

に矢頭委員のほうにお尋ねいただきたいと思  
います。

また、本来であれば、公証人の高木先生  
からも任意後見のことについて、お話をい  
ただきたいんですが、これもまた次回以降  
に、少し延ばさせていただきたいと思いま  
すので、申し訳ありませんが、よろしくお  
願いします。

議事の4番の区における成年後見制度利  
用促進の取組について、今行ってまいりま  
したが、この議題はみなさん、この程度で  
よろしいでしょうか。ぜひよりよい足立区  
の利用促進が図れるようお願いしたいと  
思いますので、皆さん、引き続きご協力  
をお願いします。

それでは、次が個別案件ですので、傍聴  
人の方々は、恐れ入りますが、ご退室をお  
願いいたします。

(傍聴者退室)

では、(6)でその他というものがござ  
いりますが、事務局の方から何かありました  
ら、お願いしたいと思います。大丈夫です  
か。

そうしましたら、最後に、事務局の方か  
ら、次回日程についてご説明がありますの  
で、よろしくをお願いします。

#### ○高橋権利擁護推進係長

権利擁護推進係、高橋から、次回の日程  
についてご説明させていただきます。

次第の下に、2番に記載させていただい  
ておりますが、第2回目は、令和3年の2  
月10日水曜日、午後2時から4時まで、  
同じくこちら千住庁舎をお借りして実施  
したいと考えております。

お忙しいところ大変恐縮に存じますが、  
ご予定のほどお願いいたします。

以上です。

#### ○八杖会長

では次回、取組がいろいろ進んで、プレ  
ッシャーをかけるわけではないですが、す  
ばらしい御報告をいただけることを我々も  
楽しみにしておりますので、みなさま、ど  
うぞよろしくをお願いします。

以上をもちまして、本日の議事は全て終  
了しました。円滑な議事進行に御協力いた  
だき、ありがとうございました。

議事録につきましては、事務局が作成  
し、各委員への確認をお願いしますので、  
どうぞよろしくをお願いします。

ということで、本日は以上で終了したい  
と思います。皆さまお疲れさまでした。あ  
りがとうございました。

( 閉 会 )